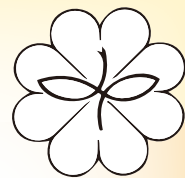


ご存じですか？

# 民生委員・児童委員



民生委員・児童委員  
のマーク

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、高齢者や障がいのある方、子育てや介護をしている方等の身近な相談相手として地域で活動しています。また、すべての民生委員は児童委員も兼ね、子どもや子育て家庭の見守りも担っています。本市では、現在132人(うち主任児童委員9人)の民生委員・児童委員が活躍しています。



## 主な活動内容

### 見守り・安否確認

高齢者や障がいのある方の世帯を定期的に訪問し、変わったことがないかを確認します。

### 情報提供・助言

介護・福祉等の制度、地域の子育て支援情報等をわかりやすく伝えます。

### 生活実態の把握

地域の困りごとを把握し、行政へ現場の声を届ける役割も担っています。

### 行事への参加

地域の交流サロン等、多岐にわたり協力しています。

## 地域の「つなぎ役」として

必要な福祉サービスが受けられるよう、住民と行政や福祉事業者等の専門機関との「つなぎ役」を担っています。

### 【連携する機関の例】

- 市
- 社会福祉協議会
- 学校
- 地域包括支援センター 等



5月12日は

**「民生委員・児童委員の日」**です

全国民生委員児童委員協議会(当時)は、昭和52年(1977年)に、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」とすることを決めました。これは、大正6年(1917年)5月12日に岡山県済世顧問制度設置規程が公布されたことに由来するものです。

5月と11月に実施

**高齢者ニーズフォローアップ事業**



民生委員が高齢者の自宅を訪問し、生活状況を把握するとともに、必要な福祉サービスの提供につなげるための調査を行います。



## INTERVIEW①



市民生委員児童委員協議会  
会長 松本 幸雄さん

本市は少子高齢化や核家族化、一人暮らし世帯の増加等により、地域において人と人のつながりが希薄化しています。

そうした中で、「ちょっと話し相手がいない」「日々のちょっとした困りごとがある」「災害時の避難のことについて不安がある」等悩みを抱える方が増えています。

私たち民生委員・児童委員は、住民の最も身近な相談相手として、気軽に相談できる存在でありたいと思いながら活動しています。「こんなこと聞いてもいいのかな?」と思うことでも、遠慮なく話していただけたらうれしいです。

また、活動で得た情報等を関係機関に適切につなぎ、地域全体で包括的な支援体制を築いていきたいと思ひます。

## INTERVIEW②



主任児童委員  
黒澤 貴子さん

主任児童委員は、地域の民生委員・児童委員と協力しながら、子どもや子育てに関するさまざまな相談を受け、児童福祉に関する支援を必要としている方を、専門の担当者につないでいます。

現在、市内には各中学校区に9人の主任児童委員を配置し、定期的に研修会を開きながら、よりよい支援のあり方を検討しています。また、各担当学校では、学校行事への参加や月1回の学校訪問を行っています。さらに、地域の民生委員・児童委員と小・中学校で年1回懇談会等を行い、学校の教育方針や実態の共有、地域の見守り連携強化等、顔の見える関係づくりを進めています。

これからも、子どもたちと子育て家庭を支えるため、活動を続けてまいります。

### 民生委員・児童委員を募集しています

現在、市内の一部地区で委員が欠員となっています。

#### ▶ 地域の課題

委員がいない地区では、高齢者の見守りや子育て支援が届かず、「孤立」を見逃してしまうリスクが高まります。

#### ▶ 資格は不要

必要なのは、特別な知識ではなく「自分たちの街を良くしたい」という想いだけです。

#### ▶ 安心のサポート

初めての方でも、市や関係機関がしっかりバックアップします。

詳しくは下記へお問い合わせください。

### 相談の秘密は守られます

民生委員・児童委員には、法律(民生委員法)により厳しい「守秘義務」が課せられています。活動を通じて知った個人情報や相談内容は、第三者に漏れることは決してありません。安心して、ありのままのお悩みを話してください。



### 問い合わせ先

#### 民生委員・児童委員

常陸太田地区 社会福祉課社会福祉係(内線141)

金砂郷地区 金砂郷地域振興課(76-2111)

水府地区 水府地域振興課(85-1111)

里美地区 里美地域振興課(82-2111)

#### 高齢者ニーズ フォローアップ事業

高齢福祉課高齢福祉係  
(内線144)



令和  
7年度

# 財政収支状況

地方自治法および市条例に基づき、令和8年3月31日現在の財政運営状況をお知らせします。

\*一般会計および特別会計の執行状況は決算額ではありません。令和7年度の決算額は5月31日までの出納整理期間を経た後にまとまります。

\*表中の数値については、万円単位に四捨五入しているため、金額・合計等が一致していない場合があります。



一般会計  
予算額 **338億9,162万円**

収入済額 **261億7,132万円** [収入率77.2%]

支出済額 **236億8,501万円** [支出率69.9%]

\*前年度の繰越額を含みます。

## 一般会計

【歳入】\*市税総額における一人あたりの額…124,472円(令和8年4月1日現在の人口45,140人で算出)

区分	予算現額				収入済額			収入率
	当初予算額	補正予算額	繰越額	計	上半期	下半期	計	
市税	56億8,254万円			56億8,254万円	34億3,950万円	21億7,914万円	56億1,864万円	98.9%
地方交付税	92億5,100万円	4億7,496万円		97億2,596万円	59億4,485万円	39億2,416万円	98億6,901万円	101%
国県支出金	56億6,946万円	8億1,818万円	19億2,026万円	84億790万円	10億619万円	41億5,300万円	51億5,919万円	61.4%
市債	30億4,250万円	-6億6,670万円	21億9,340万円	45億6,920万円		4,900万円	4,900万円	1.1%
その他	58億950万円	-7億3,983万円	4億3,635万円	55億602万円	28億1,222万円	26億6,326万円	54億7,548万円	99.4%
合計	294億5,500万円	-1億1,339万円	45億5,001万円	338億9,162万円	132億276万円	129億6,856万円	261億7,132万円	77.2%

\*国県支出金および市債は、交付または充当対象事業費が年度末に確定するため、4月1日以降の収入となるものがあります。

## 一般会計

【歳出】\*一般会計予算現額における一人あたりの額…750,811円(令和8年4月1日現在の人口45,140人で算出)

区分	予算現額				支出済額			支出率
	当初予算額	補正予算額	流用・繰越額	計	上半期	下半期	計	
総務費	43億2,761万円	3億8,143万円	5,440万円	47億6,344万円	14億7,145万円	22億4,516万円	37億1,661万円	78.0%
民生費	86億8,452万円	-1億6,126万円	1億1,458万円	86億3,784万円	37億8,763万円	42億1,489万円	80億252万円	92.6%
衛生費	20億2,494万円	4,369万円	1億2,566万円	21億9,429万円	6億281万円	11億2,649万円	17億2,930万円	78.8%
土木費	43億7,835万円	-1億2,648万円	18億9,182万円	61億4,369万円	3億9,062万円	16億312万円	19億9,374万円	32.5%
教育費	44億5,426万円	-4億188万円	22億6,728万円	63億1,966万円	20億2,564万円	12億5,482万円	32億8,046万円	51.9%
災害復旧費	1万円			1万円				0.0%
公債費	22億9,087万円	-7,340万円		22億1,747万円	11億452万円	11億1,295万円	22億1,747万円	100.0%
その他	32億9,444万円	2億2,451万円	9,627万円	36億1,522万円	11億4,367万円	16億124万円	27億4,491万円	75.9%
合計	294億5,500万円	-1億1,339万円	45億5,001万円	338億9,162万円	105億2,634万円	131億5,867万円	236億8,501万円	69.9%

\*事業の中には、年度末に事業費が確定し、4月1日以降の支出となるものがあります。

## 市税内訳

科目	予算現額	収入済額		
		上半期	下半期	計
市民税	25億1,722万円	11億8,649万円	13億2,935万円	25億1,584万円
固定資産税	24億7,324万円	17億9,002万円	6億5,842万円	24億4,844万円
軽自動車税	2億209万円	2億130万円	955万円	2億1,085万円
市たばこ税	2億9,359万円	1億2,366万円	1億4,566万円	2億6,932万円
鉱産税	14万円	9万円	8万円	17万円
入湯税	1,680万円	791万円	901万円	1,692万円
都市計画税	1億7,946万円	1億3,003万円	2,707万円	1億5,710万円
合計	56億8,254万円	34億3,950万円	21億7,914万円	56億1,864万円

## 市有財産

土地・山林	11,636,479㎡
建物	248,239㎡
歳計現金	77億6,313万円
各種基金	165億8,259万円
有価証券	6,416万円

## 市債の借入金残高

区分	借入金残高	
一般会計	臨時財政対策債	45億4,697万円
	過疎対策事業債	37億911万円
	合併特例事業債	40億8,735万円
	衛生債	1億7,755万円
	土木債	4億3,262万円
	教育債	6億6,842万円
	消防債	13億5,569万円
	災害対策債	6,227万円
	災害復旧債	9,663万円
	その他	1億1,260万円
	合計	152億4,921万円

区分	借入金残高	
公営企業会計	水道事業	33億7,949万円
	工業用水道事業	2,531万円
	簡易水道事業	11億1,926万円
	下水道事業等	58億9,634万円
	合計	104億2,040万円



特別会計  
予算額

132億7,836万円

収入済額

128億8,359万円【収入率97.0%】

支出済額

121億298万円【支出率91.1%】

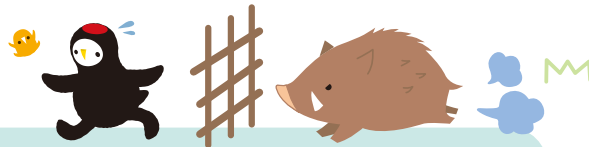
## 特別会計

区分	予算現額	収入済額			収入率	支出済額			支出率
		上半期	下半期	計		上半期	下半期	計	
国民健康 保険事業	56億691万円	25億6,083万円	27億6,638万円	53億2,721万円	95.0%	20億5,922万円	30億8,972万円	51億4,894万円	91.8%
後期高齢者 医療事業	10億3,050万円	4億1,051万円	6億1,798万円	10億2,849万円	99.8%	3億7,586万円	5億2,816万円	9億402万円	87.7%
介護保険 事業	66億4,095万円	31億3,321万円	33億9,468万円	65億2,789万円	98.3%	26億7,489万円	33億7,514万円	60億5,003万円	91.1%
合計	132億7,836万円	61億455万円	67億7,904万円	128億8,359万円	97.0%	51億997万円	69億9,302万円	121億298万円	91.1%

# 有害鳥獣による被害から農作物を守りましょう

☎ 農政課農業振興係(内線615)  
 イノシシやアライグマ、ハクビシン等の有害鳥獣による被害から農作物を守るためには、「近づけない」「侵入させない」「捕獲する」の被害対策に取り組むことが大切です。

## 被害対策の3本柱



① 近づけない

### 環境整備

エサ場や隠れ場所の除去

農地に放置された農作物の残リカス等は、有害鳥獣を寄せ付ける原因となります。コンポストに入れて管理する等、エサ場を作らないようにしましょう。また、農地周辺の茂みは、イノシシ等の有害鳥獣にとって絶好の隠れ場所となります。農地や山林周辺の草を放置せず、**定期的に草刈り**を行いましょう。



② 侵入させない

### 被害防除

侵入防止柵等による自己防衛

### 侵入防止柵を設置する方への助成事業

電気柵等の被害防止対策設備を購入・設置する方に購入費の一部を助成します。

対象

- 市内の耕作している農地(田・畑)に電気柵や格子柵、防獣・防鳥ネット、その他イノシシ等による被害を防止するために有効な設備を設置する個人、法人または集落を基本とする3戸以上の集団
- 市税等の滞納がない方
- 設置した設備を適切に管理し、修繕や不要となった際に撤去ができる方

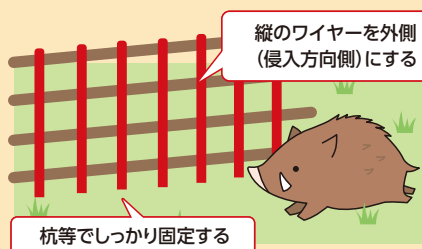
- \* 家庭菜園や耕作を行っていない休耕地への設置は対象外となります。\* 申請は年度内1回限りとなります。
- \* 年度内に購入したものは、必ず該当年度内に申請を行ってください。年度をまたいでの申請はできません。
- \* 予算の範囲内で助成します。

### 助成金額

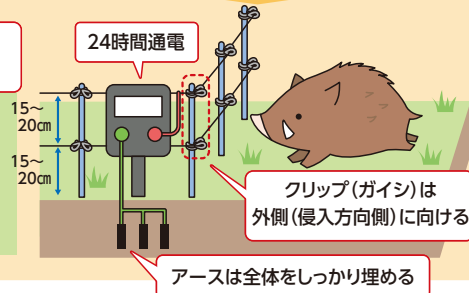
設備購入費の  
3分の2  
(上限12万円)

\*集団の上限額は  
申請人数×3万5千円

### 格子柵(ワイヤーメッシュ) 設置のポイント



### 電気柵 設置のポイント



③ 捕獲する

### 捕獲

被害を減らすための有害鳥獣の捕獲

農作物を守るためには、近づけない・侵入させない自己防除が基本ですが、それでも防除が難しい場合、**捕獲隊による捕獲**を行います。

- \* 有害鳥獣の捕獲には、許可が必要です。
- \* 市は、捕獲された鳥獣の回収や処分は行っていません。



\* 住宅等の建物への被害は、**県ペストコントロール協会(029-248-6421)**へご相談ください。

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

将来、老齢基礎年金を受給するには、保険料納付済期間と免除期間等を合算した期間が10年以上必要です。また、国民年金には、病気やけが等で障がいが残った場合に受けられる障害基礎年金や、万一本人が亡くなった際に子のある配偶者または子に支給される遺族基礎年金があります。保険料を未納のままにしておくと、これらの年金を受け取れない可能性があります。

### 国民年金保険料を納めるには

#### 納付書(現金)で納める場合

日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、対象のスマートフォンアプリで納めることができます。また、前納による割引もあります。

#### クレジットカードやインターネットバンキングで納める場合

クレジットカードで納付ができます。また、パソコンやスマートフォンを使って、インターネット経由で納めることもできます。

#### 口座振替で納める場合

一度手続きをすれば納め忘れの心配がなく、金融機関等へ行く手間も省けます。また、口座振替の前納は、納付書(現金)よりも割引率が高くお得です。月々で納める場合でも当月末振替にすると、1カ月あたり60円の割引になります。

- **申込窓口**：金融機関、年金事務所、保険年金課年金医療係
- **手続きに必要なもの**：年金手帳・基礎年金番号通知書または納付書、預貯金通帳、届出印

\*詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

参考：令和8年度国民年金保険料納付額

	翌月末振替	当月末振替	6カ月前納	1年前納	2年前納
現金納付	17,920円 (割引なし)		106,650円 (-870円)	211,220円 (-3,820円)	418,510円 (-16,010円)
クレジット納付		17,920円 (割引なし)			
口座振替	17,920円 (割引なし)	17,860円 (-60円)	106,300円 (-1,220円)	210,530円 (-4,510円)	417,150円 (-17,370円)

日本年金機構  
ホームページ



\*( )は毎月納める場合と比較した割引額です。

\*口座振替、クレジットカード納付の前納には、申込期限があります。詳しくはお問い合わせください。

### 保険料を納めると税金が安くなります

国民年金保険料は納めた全額が社会保険料控除の対象となり、所得税と住民税が軽減されます。国民年金保険料を納めた人には、日本年金機構から社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が送付されます。また、ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

### 免除制度をご利用ください

所得が少ないときや失業等により国民年金保険料を納付することが困難なときは、「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、申請手続きをしてください。また、学生の方には「学生納付特例制度」があります。免除を受けるための条件は、申請される方により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

### 追納制度をご利用ください

免除・猶予を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納付すること(追納)ができます。追納をご希望の方は、窓口でお申し込みください。なお、免除等の承認を受けた年度から3年度目以降に追納する場合には、当時の保険料に加算額が上乗せされます。